

ホスティングトライアルサービス利用約款

GMOクラウド株式会社

GMOクラウド株式会社（以下、「当社」という。）が提供するホスティングトライアルサービス（以下、「本トライアルサービス」という。）の内容等については、このホスティングトライアルサービス利用約款（以下、「本利用約款」という。）で定めています。本利用約款の内容の全部又は一部に同意しない方については、本トライアルサービスの利用をお断りしますので、本トライアルサービスの申込の前に、必ず本利用約款の内容を確認してください。

第1条（趣旨）

1. 本利用約款は、本トライアルサービスを利用するお客さまが遵守すべき事項を定めることを目的とします。
2. 当社は、当社が有償で提供するホスティングサービスの利用を検討中のお客さまのうち、特に希望するお客さまを対象として、本トライアルサービスを提供します。

第2条（本トライアルサービスの内容）

1. 当社は、次の各号に掲げる当社のホスティングサービス（以下、「基本サービス」という。）のうち、お客さまが指定するサービスの機能の一部を本トライアルサービスとして提供します。その詳細については、別途定めるものとします。
 - (1) iCLUSTA+サービス
 - (2) Infinito PLUSサービス
 - (3) バーチャルプライベートサーバ（R）サービス
 - (4) 共用サーバーサービス
 - (5) ロケットネットサービス
 - (6) GMOクラウドブランドで提供する専用サーバーサービス
2. 前項第6号のトライアルサービスを利用するお客さまは、あらかじめ当社に届け出た特定のIPアドレスを用いなければなりません。

第3条（サービスの利用開始）

お客さまは、次の各号に掲げるすべての要件を満たした時から本トライアルサービスを利用することができます。

- (1) お客さまからの申込の情報が当社に到達すること。
- (2) 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。

第4条（サービスの利用に関する注意事項等）

本トライアルサービスの利用にあたっては、各基本サービスの利用約款及びそれに付随する利用規則その他の細則でサービスの利用方法に関してお客さまが注意すべき事項及び当社が禁止する事項として定める内容を遵守してください。

第5条（サポート）

1. 当社は、本トライアルサービスに関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。
3. 本トライアルサービスを利用する際に必要な作業については、お客さまがこれを行ってください。当社は、これらの作業をお客さまに代わって行うサービスは提供しません。

第6条（データ等のバックアップ等）

1. お客さまは、サーバーに保存されたデータ、プログラムその他の電磁的記録（以下、「データ等」という。）の滅失又は損傷に備えて、お客さまの責任で定期的にその複製を行うものとします。
2. 当社は、別に定める場合を除くほか、データ等の滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
3. 当社は、別に定める場合を除くほか、データ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これ

を復元するサービスを提供しません。

第7条 (料金)

本トライアルサービスの料金は、これを無料とします。

第8条 (サービスの利用期間)

本トライアルサービスの利用期間は、トライアルの対象となる基本サービスの種類ごとに別途定めるものとします。

第9条 (利用の継続)

1. お客様は、前条の利用期間の終了後も引き続き有料の基本サービスを利用しようとするときは、基本サービスの利用約款に同意の上、あらためて申込を行ってください。
2. 当社は、前条の利用期間の満了前に、お客さまから基本サービスの利用料金の支払を受けた場合には、前項の申込があったものとみなします。
3. お客様は、前2項にもとづく申込を行った場合であっても、本トライアルサービスで利用するサーバーと同一のサーバーを引き続き利用できない場合があります。
4. お客さまが前条の利用期間の終了後も引き続き有料の基本サービスを利用する場合であって、基本サービスの利用約款に早期の解除の場合の料金の返金に関する規定がある場合には、これを適用しません。

第10条 (サービスの提供の停止及び終了)

当社は、お客さまが第4条の規定に違反した場合その他の場合において、直ちに本トライアルサービスの全部又は一部の提供を停止又は終了することがあります。

第11条 (データ等の消去)

1. 本トライアルサービスの利用期間が満了し、又は前条にもとづき当社が本トライアルサービスの提供を終了したときは、当社は、そのデータ等を適宜消去します。お客さまは、利用期間の満了までに、自らの責任でデータ等を保存しなければなりません。
2. 第9条第1項及び第2項にもとづき有料の基本サービスを利用するお客さまであっても、同条第3項の場合には、前項の規定を適用するものとします。

第12条 (担保責任の否定)

1. 次の各号に掲げる事項その他の本トライアルサービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。
 - (1) 本トライアルサービスが一定の品質を備えること。
 - (2) 本トライアルサービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (3) 本トライアルサービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. 本トライアルサービスは、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の本トライアルサービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

第13条 (免責)

1. 当社は、当社の過失の有無やその程度に関わらず、次の各号に掲げるいずれかの事由その他一切の事由によりお客さま又は第三者に生じた一切の損害について責任を負いません。
 - (1) お客さま又は第三者が当社の提供するサーバーその他の機器に蓄積又は転送したデータ等が当社のサーバーその他の設備の故障その他の事由により滅失し、損傷し、又は外部に漏れたこと。
 - (2) お客さま又は第三者が当社の提供するサーバーに接続することができず、又は当社の提供するサーバーに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (3) お客さま又は第三者が当社の提供するサーバーに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
2. 本トライアルサービスは、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の本トライアルサービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

第14条（消費者契約に関する免責の特則）

本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本トライアルサービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が生じ、その不法行為がなされ、又はその瑕疵が存した期間の分の月額利用料金として基本サービスの利用者が当社に支払うべき金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (2) 本トライアルサービスにおける当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (3) 本トライアルサービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本トライアルサービスが請負契約の性質を有する場合には、本トライアルサービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、相手方に対して、お客さまが本利用約款に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役員が次の各号に掲げる者でないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (2) 暴力団関係企業。
 - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員。
 - (4) 前各号に準じるもの。
2. 当社及びお客さまは、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本トライアルサービスの解除を行うことができます。
4. 当社又はお客さまが本条に定める解除を行ったときは、本トライアルサービスは、その解除の通知が相手方に到達した日をもって終了します。
5. 当社及びお客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

第16条（改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

附則（2011年7月28日実施）

本利用約款は、2011年7月28日から実施します。

附則（2012年3月1日最終改定）

本利用約款は、2012年3月1日に改定し、即日実施します。